

「動物用医薬品等取締規則の一部改正案についての意見・情報の
募集」の結果について

令和 6 年 10 月 31 日
農 林 水 産 省

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第36条の8第1項及び第49条第1項の規定に基づき、イルノシチニブを有効成分とする製剤を指定医薬品及び要指示医薬品に指定することについて、令和6年9月10日から令和6年10月9日までの期間、e-Govへの掲載等を通じて、広く国民の皆様から意見・情報の募集を行いました。

その結果、募集期間において、御意見は寄せられませんでした。

このことから、公表した案のとおり、動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）の一部を改正することとしましたのでお知らせいたします。

（問合せ先）
消費・安全局畜水産安全管理課
電話：03-3502-8111（内線 4538）